

工事施工調整会議（三者会議）実施要領

令和7年10月1日

1. 目的

港湾工事において、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）が、工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）により、事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、調整することにより、工事目的物の品質確保及び施工の円滑化を図るため、三者会議を試行する。

2. 対象工事

港湾、海岸、漁港、空港構造物等の大規模構造物に関する工事や難易度の高い工事を対象とする。ただし、三者会議の効果が少ない等、発注者が不要と判断した工事は除く。

なお、これ以外の工事についても、三者会議が有効な工事においては対象とすることができる。

3. 当該工事の設計図書への明示

発注者は、設計図書（特記仕様書）に三者会議の対象工事、対象委託であることを明示する。

特記仕様書記載例1（対象工事）

第〇〇条「工事施工調整会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）の三者が一堂に会して、事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、調整する「工事施工調整会議（三者会議）」の設置対象工事である。三者会議は、工事着手前に開催するものとする。

特記仕様書記載例2（対象設計委託）

第〇〇条「工事施工調整会議（三者会議）」への出席

本委託は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）の三者が工事着手前に一堂に会して、事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、調整する「工事施工調整会議（三者会議）」の対象委託である。発注者から会議開催通知があった際は、三者会議へ出席して議事録を作成し三者相互の確認を受けた後、議事録を提出するものとする。

4. 三者会議の構成員

1) 三者会議の構成員は、次の通りとする。

① 発注者：総括監督員、主任監督員、担当監督員、設計担当者等

② 受注者：現場代理人、監理技術者、担当者等

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる

③ 受託者：当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタント等の代理人、主任技術者、照査技術者、
担当技術者等

5. 三者会議の実施

1) 開催時期

・受注者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催する。

2) 開催の調整

◎発注者は、受注者の報告を受けて、その開催希望時期を基本として日程を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知する。

◎発注者は、受注者の報告を受けて、その照査結果や調整事項等について内容を確認し、設計成果に関するものは事前に受託者にその内容を伝える。

3) 三者会議の内容

① 発注者による施工時の留意点の説明（事業目的、関係機関との協議調整状況、現場条件等）

② 受託者による設計内容の説明（設計意図、設計条件、施工時の留意点、仮設計画等）

③ 受注者による設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した施工技術等の説明（施工技術、仮設計画等）

④ その他、設計・施工に関する留意点の確認

4) その他

①会議開催に関する調整、運営及び進行は、発注者が行うものとする。原則、当該工事主管課に事務局を設置するものとし、三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。

②三者会議に使用する資料等は、三者それぞれが用意するものとする。書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

③受託者は三者会議での確認事項等を会議録としてまとめ、三者相互の確認を受けるものとする。

5) 会議開催に要する費用

①三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

- ・受注者に対する費用は、工事打合せに含まれるため、計上しない。
- ・受託者に対する費用は、原則、設計委託として取扱うこととし、積算方法は下記②による

②受託者に対する費用の算定は、以下を標準とする。

- ・打合せ — 主任技師0.5人/回、技師(A)0.5人/回
- ・旅費交通費 — 港湾局積算基準調査設計編又は、港湾工事積算基準に基づき計上
- ・その他原価 — 港湾局積算基準調査設計編又は、港湾工事積算基準に基づき計上
- ・一般管理費等 — 港湾局積算基準調査設計編又は、港湾工事積算基準に基づき計上
- ・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。